

# 供給約款等以外の供給条件

(料金についての特別措置 [太陽光発電促進付加金])

平成 23 年 12 月 1 日実施

平成 23・09・12 資第 20 号

認 可

平 成 23 年 10 月 3 日

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）ならびに選択約款の時間帯別電灯（平成21年3月3日届出。以下「時間帯別電灯」といいます。）、季節別時間帯別電灯Ⅰ（平成21年3月3日届出。以下「季節別時間帯別電灯Ⅰ」といいます。）、季節別時間帯別電灯Ⅱ（平成21年3月3日届出。以下「季節別時間帯別電灯Ⅱ」といいます。）、高負荷率電灯（平成21年3月3日届出。以下「高負荷率電灯」といいます。）、低圧電力Ⅱ（平成21年3月3日届出。以下「低圧電力Ⅱ」といいます。）、低圧季節別時間帯別電力（平成21年3月3日届出。以下「低圧季節別時間帯別電力」といいます。）、深夜電力AおよびB（平成21年3月3日届出。以下「深夜電力AおよびB」といいます。）、深夜電力C（平成21年3月3日届出。以下「深夜電力C」といいます。）、深夜電力D（平成21年3月3日届出。以下「深夜電力D」といいます。）、ホワイトプラン電力Ⅰ（平成21年3月3日届出。以下「ホワイトプラン電力Ⅰ」といいます。）、ホワイトプラン電力Ⅱ（平成21年3月3日届出。以下「ホワイトプラン電力Ⅱ」といいます。）、ホワイトプラン電力Ⅲ（平成21年3月3日届出。以下「ホワイトプラン電力Ⅲ」といいます。）、ホワイトプラン電力Ⅳ（平成23年5月27日届出。以下「ホワイトプラン電力Ⅳ」といいます。）および均等支払料金契約（平成23年5月27日届出。以下「均等支払料金契約」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

- (1) この供給条件は、(2)の場合を除き、平成23年12月1日から平成24年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)に

いう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

### 3 料 金

供給約款15（料金）、供給約款附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)、供給約款附則5（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)、時間帯別電灯7（料金）、季節別時間帯別電灯Ⅰ7（料金）、季節別時間帯別電灯Ⅱ7（料金）、高負荷率電灯8（料金）、低圧電力Ⅱ6（料金）、低圧季節別時間帯別電力6（料金）、深夜電力AおよびB3（深夜電力A）(5)、深夜電力AおよびB4（深夜電力B）(4)、深夜電力C6（料金）、深夜電力D6（料金）、ホワイトプラン電力Ⅰ8（料金）、ホワイトプラン電力Ⅱ8（料金）、ホワイトプラン電力Ⅲ6（料金）、ホワイトプラン電力Ⅳ6（料金）および均等支払料金契約6（料金）は、次のとおりといたします。

(1) 供給約款15（料金）(1)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

(2) 供給約款附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)、供給約款附則5（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)、時間帯別電灯7（料金）、季節別時間帯別電灯Ⅰ7（料金）、季節別時間帯別電灯Ⅱ7（料金）、高負荷率電灯8（料金）、低圧電力Ⅱ6（料金）、低圧季節別時間帯別電力6（料金）、深夜電力AおよびB3

(深夜電力A) (5), 深夜電力AおよびB 4 (深夜電力B) (4), 深夜電力C 6 (料金), 深夜電力D 6 (料金), ホワイトプラン電力I 8 (料金), ホワイトプラン電力II 8 (料金), ホワイトプラン電力III 6 (料金) およびホワイトプラン電力IV 6 (料金)の「料金は, 早収期間内に支払われる場合には早収料金とし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。」は, 「料金は, 早収期間内に支払われる場合には早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。」と読み替えるものといたします。

(3) 均等支払料金契約6 (料金)の「各月の料金は, 早収期間内に支払われる場合には, 従量電灯B, 従量電灯C, 低圧電力, 時間帯別電灯, 季節別時間帯別電灯I, 季節別時間帯別電灯II, 高負荷率電灯, 低圧電力II, 低圧季節別時間帯別電力, 深夜電力B, 深夜電力C, 深夜電力D, ホワイトプラン電力I, ホワイトプラン電力II, ホワイトプラン電力IIIまたはホワイトプラン電力IVによって算定された申込月の前12月の料金を均等にした金額(以下「均等料金」といいます。)とし, 早収期間経過後に支払われる場合には, 遅収料金といたします。」は, 「各月の料金は, 早収期間内に支払われる場合には, 従量電灯B, 従量電灯C, 低圧電力, 時間帯別電灯, 季節別時間帯別電灯I, 季節別時間帯別電灯II, 高負荷率電灯, 低圧電力II, 低圧季節別時間帯別電力, 深夜電力B, 深夜電力C, 深夜電力D, ホワイトプラン電力I, ホワイトプラン電力II, ホワイトプラン電力IIIまたはホワイトプラン電力IVによって算定された申込月の前12月の料金に前12月の太陽光発電促進付加金を加えたものを均等にした金額(以下「均等料金」といいます。)とし, 早収期間経過後に支払われる場合には, 遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。」と読み替えるものといたします。

(4) 均等支払料金契約6 (料金) (1)の「均等料金は, 各需給契約ごとに設定いたします。なお, 均等料金は, 申込月の前12月の料金の合計額を適用期間の月数で除してえた金額の円未満を切り捨てし, 1,000円未満の端数は

切り上げのうえ、1,000円単位といたします。」は、「均等料金は、各需給契約ごとに設定いたします。なお、均等料金は、申込月の前12月の料金に前12月の太陽光発電促進付加金を加えたものの合計額を適用期間の月数で除してえた金額の円未満を切り捨てし、1,000円未満の端数は切り上げのうえ、1,000円単位といたします。」と読み替えるものといたします。

(5) 均等支払料金契約6(料金)(3)の「遅収料金は、均等料金にその3パーセントを加えたものといたします。」は、「遅収料金は、均等料金(太陽光発電促進付加金を除きます。)にその3パーセントを加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

(6) 太陽光発電促進付加金は、次のとおりといたします。

イ 太陽光発電促進付加金単価

(i) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

太陽光発電促進付加金単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

|                  |                                     |     |
|------------------|-------------------------------------|-----|
| 電<br>灯           | 20ワットまでの1灯につき                       | 8銭  |
|                  | 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき               | 17銭 |
|                  | 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき               | 24銭 |
|                  | 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき              | 41銭 |
|                  | 100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに          | 41銭 |
| 小<br>型<br>機<br>器 | 50ボルトアンペアまでの1機器につき                  | 13銭 |
|                  | 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき     | 24銭 |
|                  | 100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに | 24銭 |

ただし、供給約款等以外の供給条件(平成23年10月3日付け平成23・09・12資第9号認可。以下「定額電灯および公衆街路灯Aの料

金についての特別措置」といいます。) 2 (料金) の適用を受ける10ワットまでの電灯の太陽光発電促進付加金単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

|           |     |
|-----------|-----|
| 1 灯 に つ き | 4 銭 |
|-----------|-----|

b 臨時電灯A

太陽光発電促進付加金単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

|   |     |
|---|-----|
| 総容量が50ボルトアンペアまでの場合                              | 0 銭 |
| 総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合                 | 1 銭 |
| 総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに | 1 銭 |
| 総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合                | 6 銭 |
| 総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに | 6 銭 |

c 臨時電力

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 契約電力1キロワット1日につき      | 7 銭 |
| 契約電力0.5キロワットの場合1日につき | 4 銭 |

d 農事用電力B

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

|                      |      |
|----------------------|------|
| 契約電力1キロワット1日につき      | 13 銭 |
| 契約電力0.5キロワットの場合1日につき | 7 銭  |

e 農事用電力(脱穀調整需要)

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

|       |          |        |        |        |                       |
|-------|----------|--------|--------|--------|-----------------------|
| 契約電力  | 0.5キロワット | 1キロワット | 2キロワット | 3キロワット | 3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに |
| 1日につき | 2銭       | 3銭     | 7銭     | 11銭    | 3銭                    |

f 深夜電力A

太陽光発電促進付加金単価は、1月につき次のとおりといたします。

|         |       |
|---------|-------|
| 1 契約につき | 1円05銭 |
|---------|-------|

(ロ) 従量制供給の場合

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

|            |    |
|------------|----|
| 1キロワット時につき | 1銭 |
|------------|----|

ロ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、次により算定いたします。

なお、太陽光発電促進付加金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

太陽光発電促進付加金は、イ(イ)に定める各契約負荷設備ごとの太陽光発電促進付加金単価の合計といたします。

b 臨時電灯A，臨時電力，農事用電力B，農事用電力（脱穀調整需要）および深夜電力A

太陽光発電促進付加金は、イ(イ)に定める各契約種別ごとの太陽光発電促進付加金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量にイ(ロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aおよび供給約款附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別

措置) の場合は、最低料金の太陽光発電促進付加金は、最低料金適用電力量にイ(ロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにイ(ロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。

なお、供給約款附則3(従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い)の適用を受ける場合は、太陽光発電促進付加金は、供給約款附則3(従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い)(2)に準じて算定いたします。

#### 4 日割計算

供給約款28(日割計算)、時間帯別電灯9(その他)(1)イ、季節別時間帯別電灯Ⅰ13(その他)(1)、季節別時間帯別電灯Ⅱ13(その他)(1)および高負荷率電灯10(その他)(1)は、次のとおりといたします。

(1) 供給約款28(日割計算)(1)の「当社は、27(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により早収料金を算定いたします。」は、「当社は、27(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものとし、時間帯別電灯9(その他)(1)イ、季節別時間帯別電灯Ⅰ13(その他)(1)、季節別時間帯別電灯Ⅱ13(その他)(1)および高負荷率電灯10(その他)(1)の「当社は、供給約款28(日割計算)に準じて日割計算を行ない、早収料金を算定いたします。」は、「当社は、供給約款28(日割計算)に準じて日割計算を行ない、早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

(2) 供給約款28(日割計算)(1)イの「基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の早収料金は、別表8(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。」は、「基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の早収料金または定額制供給の太陽光発電促進付加金は、別表8(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。」と読み

替えるものといたします。

- (3) 供給約款28（日割計算）(1)ロの「電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。」は、「電力量料金および従量制供給の太陽光発電促進付加金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。」と読み替えるものといたします。

## 5 日割計算の基本算式

供給約款別表8（日割計算の基本算式）は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款別表8（日割計算の基本算式）(1)イの「基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の早収料金を日割りする場合」は、「基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の早収料金または定額制供給の太陽光発電促進付加金を日割りする場合」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款別表8（日割計算の基本算式）(1)ハの「日割計算に応じて電力量料金を算定する場合」は、「日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の太陽光発電促進付加金を算定する場合」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款別表8（日割計算の基本算式）(5)の「供給停止期間中の早収料金の日割計算を行なう場合」は、「供給停止期間中の早収料金または太陽光発電促進付加金の日割計算を行なう場合」と読み替えるものといたします。

## 6 供給停止期間中の料金

供給約款38（供給停止期間中の料金）の「36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金といたします。）を28（日割計算）により日割計算をして、早収料金を算定いたします。」は、「36（供給の停止）

によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金の場合の料金といたします。）を28（日割計算）により日割計算をして、早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

## 7 制限または中止の料金割引

供給約款41（制限または中止の料金割引）は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款41（制限または中止の料金割引）(1)の「当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金を算定いたします。」は、「当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款41（制限または中止の料金割引）(1)イの「定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。」は、「定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに太陽光発電促進付加金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の太陽光発電促進付加金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款41（制限または中止の料金割引）(3)の「臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もし

くは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない早収料金を算定いたします。」は、「臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

## 8 その他

- (1) 定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置の適用を受けたことにより、料金に変更があった場合、当該適用の日を含む料金の算定期間の太陽光発電促進付加金の算定にあたっては、供給約款27（料金の算定）、4（日割計算）および5（日割計算の基本算式）によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。
- (2) その他の事項については、供給約款、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱ、高負荷率電灯、低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力AおよびB、深夜電力C、深夜電力D、ホワイトプラン電力Ⅰ、ホワイトプラン電力Ⅱ、ホワイトプラン電力Ⅲ、ホワイトプラン電力Ⅳまたは均等支払料金契約に定めるところによるものといたします。

## 附 則

この供給条件実施にともない供給約款等以外の供給条件（平成23年5月30日付け平成23・05・27資第5号認可。）は廃止いたします。